

平成 年 月 日

東京都知事 殿

企業等の所在地

企業等の名称

代表者職・氏名

印

## 事業計画書兼交付申請書

東京都中小企業雇用環境整備推進奨励金（以下「奨励金」という。）について、労働者の仕事と育児・介護との両立支援、非正規労働者の処遇等の改善を図るため、奨励金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

## 記

## 1 奨励事業実施期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

## 2 実施事業及び交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

事業名	交付金額	今回申請	前年度までに申請済
仕事と育児の両立推進コース			
一般事業主行動計画策定事業	100,000円		
仕事と育児の両立制度整備事業	200,000円		
男性の育児参加推進事業	200,000円		
育児中の従業員のための多様な選択肢整備事業	400,000円		
仕事と介護の両立推進コース			
仕事と介護の両立推進事業 ※1	400,000円		
仕事と介護の両立制度整備事業	100,000円		
非正規労働者の処遇改善コース ※2	400,000円		

※1 「仕事と介護の両立推進事業」には、平成27年度実施の東京都ワークライフバランス推進助成金の「仕事と介護の両立事業」【介護奨励金】を実施し、助成金を受給した場合を含む。

※2 「非正規労働者の処遇改善コース」には、平成27年度実施の東京都非正規労働者処遇改善促進助成金を実施し、助成金を受給した場合を含む。

3 都内労働者（申請日時点）の雇用形態内訳 ※非正規コースを実施する場合に記入

1	正社員	人	-
2	非正規労働者	人	事業対象者
3	通常の労働者と同視すべき短時間労働者 ※正社員を雇用している場合のみ記入	いる（人） いない	-
4	派遣労働者	人	-
5	上記以外	人	-

<上記表の用語の定義>

- 1：正社員とは、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、正社員待遇を受けている労働者を指す。（短時間正社員を含む。）
- 2：非正規労働者とは、同一の事業所に雇用され、都内に勤務の実態がある労働者のうち、表中の1及び3から5までに当たる者以外の労働者を指す。
- 3：通常の労働者と同視すべき短時間労働者とは、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号）第9条に規定する労働者をいい、通常の労働者と職務の内容（業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度）が同じで、かつ人材活用の仕組みや運用なども同じ者を指す。
- 4：派遣労働者とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律88号）第2条に規定する派遣労働者を指す。
- 5：次に掲げる者等を指す。
  - ・「雇用保険法」（昭和49年法律第116号）第42条に規定する日雇労働者
  - ・「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（平成26年法律第137号）第2条第3項に規定する特定有期雇用労働者

4 企業等の概要等

○企業等の概要

業種			
常用労働者数	人	内 訳	男性 人、女性 人
			都内勤務 人、その他勤務 人

○本申請に係る連絡先

部 課 係 名			
職・担当者氏名			
連 絡 先	電話番号		FAX 番号
	メールアドレス		

同意の確認
<input type="checkbox"/> 東京都のホームページにおける企業名等の公表に同意する